

令和3年度 介護保険施設等実地指導 実施状況

サービス種類別実施状況

サービス種類	事業所数				計画数 e	実施数 f	実施率 (計画比) f/e	実施率 (対象比) f/d
	現存 a	医療 みなしb	休止 c	対象 d=a-b-c				
居宅介護支援	117		3	114	20	15	75%	13%
介護予防支援	18			18			-	0%
訪問介護	89		3	86	21	20	95%	23%
訪問看護	102	71	2	29	4	4	100%	14%
介護予防訪問看護	67	38	2	27	4	4	100%	15%
居宅療養管理指導	552	552		0	-	-	-	-
介護予防居宅療養管理指導	420	420		0	-	-	-	-
訪問入浴介護	5			5			-	0%
介護予防訪問入浴介護	4			4			-	0%
訪問リハビリテーション	39	35		4			-	0%
介護予防訪問リハビリテーション	30	25		5			-	0%
通所介護	85		2	83	16	12	75%	14%
通所リハビリテーション	25	13		12	2		0%	0%
介護予防通所リハビリテーション	25	13		12	2		0%	0%
短期入所療養介護	15			15	3		0%	0%
介護予防短期入所療養介護	15			15	3		0%	0%
短期入所生活介護	53		1	52	16		0%	0%
介護予防短期入所生活介護	49		1	48	16		0%	0%
特定施設入居者生活介護	15			15	6	2	33%	13%
介護予防特定施設入居者生活介護	14			14	5	2	40%	14%
福祉用具貸与	23		1	22	3	2	67%	9%
介護予防福祉用具貸与	23		1	22	3	2	67%	9%
特定福祉用具販売	24		1	23	3	2	67%	9%
特定介護予防福祉用具販売	24		1	23	3	2	67%	9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5			5			-	0%
夜間対応型訪問介護	1			1			-	0%
地域密着型通所介護	88		4	84	10	6	60%	7%
認知症対応型通所介護	6			6	1	1	100%	17%
介護予防認知症対応型通所介護	5			5	1	1	100%	20%
小規模多機能型居宅介護	11			11	1		0%	0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	8			8			-	0%
認知症対応型共同生活介護	48			48	12		0%	0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	43			43	11		0%	0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	9			9	3		0%	0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	22			22	9		0%	0%
看護小規模多機能型居宅介護	5			5			-	0%
介護老人福祉施設	23			23	11		0%	0%
介護老人保健施設	13			13	2		0%	0%
介護療養型医療施設	2			2	1		0%	0%
介護医療院	1			1			-	0%
計	2123	1167	22	934	192	75	39%	8%

令和3年度 介護保険施設等実地指導 実施結果

実地指導の結果、75事業所中 15事業所に対して合計 40の文書指導を行った。
 主な指導事項については、次のとおり。

事業所区分	事業所数 (対象)	実施数	文書指導した 事業所数	文書指導数
1 (介護予防) 居宅サービス	516	52	9	22
2 居宅介護支援・介護予防支援	132	15	3	9
3 施設サービス	39	0	-	-
4 (介護予防) 地域密着型サービス	247	8	2	9
計	934	75	14	40

1-1. 訪問介護

項 目	件 数	主 な 指 導 事 項
人員に関する事	1	・他事業所の管理者で、兼務できない職員がサービス提供していたため、訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で、2.5以上配置されていない。
運営に関する事	4	・利用申込者又はその家族に対し、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の重要事項を記した文書を交付して説明及び同意を得ていない。 ・領収証を交付していない。 ・管理者が、従業者及び管理を、一元的に行っていない。 ・有料老人ホーム（サ高住含む）と併設の訪問介護事業所において、適切な勤務体制の確保及び介護保険サービスと有料老人ホームのサービスを明確にしていない。
報酬請求に関する事	1	・現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していない。

1-2. (介護予防) 訪問看護

項 目	件 数	主 な 指 導 事 項
運営に関する事	1	・領収証を交付していない。
報酬請求に関する事	3	・複数名訪問加算について、介護補助者が当該訪問看護事業所に雇用されていない。 ・複数名訪問加算について、単に2人の看護師等が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。 ・緊急時訪問看護加算について、訪問看護ステーション以外の施設又は従事者を經由するような連絡体制に係る連絡相談体制及び訪問看護ステーション以外の者が所有する電話を連絡先とすることは認められない。

1-3. 通所介護

項目	件数	主な指導事項
報酬請求に関すること	4	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練加算（I）イの算定について、個別機能訓練を開始した後は、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果について説明及び記録していない。 ・個別機能訓練加算（I）イ又はロの算定について、管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることはできない。 ・また、看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合は、当該職務の時間は、指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めないこと。 ・個別機能訓練に関する記録には、訓練内容、訓練実施時間、訓練実施者等を記録すること。

1-4. (介護予防) 特定施設入居者生活介護

項目	件数	主な指導事項
人員に関すること	4	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の看護職員を配置していない。 ・管理者が常勤でない。
報酬請求に関すること	4	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の看護職員を配置していないため、人員基準欠如による減算をしていない。

2-1. 居宅介護支援

項目	件数	主な指導事項
運営に関すること	6	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の開始に際し、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、文書により説明を行っていない。 ・アセスメントを実施していない。 ・1月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、モニタリングをしていない。 ・役員及び従業者が利用者の個人情報漏洩しない旨の誓約書を作成していない。
報酬請求に関すること	3	<ul style="list-style-type: none"> ・運営基準減算を行っていない。

3 施設サービス
未実施

4-1. 地域密着型通所介護

項 目	件 数	主 な 指 導 事 項
人員に関する事	1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員が介護職員を兼務する場合、生活相談員の勤務時間は、指定通所介護事業所における介護職員としての人員基準の算定に含めない。
運営に関する事	3	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者又はその家族に対し、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない。 ・介護報酬改定等により、重要事項説明書の内容を変更する際には、利用申込者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行わず、同意を得ていない。 ・地域密着型通所介護計画について、機能訓練等の目標の達成状況及び評価の記録を行っていない。
報酬請求に関する事	5	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準欠如による減算を行っていない。 ・サービス提供強化体制加算の算定について、介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合の算出を行うこと。生活相談員として従事した時間は除いていなかった。 ・介護職員処遇改善加算について、改善計画について作成しておらず、介護職員に周知していない。